

提供年月日	令和5年11月24日
担当部課	政策調整部 財政課 077-587-6069
連絡先	総務部 総務課 077-587-6038

令和5年第8回野洲市議会定例会提出案件

<案件内訳>

1. 専決処分	1件
2. 補正予算	7件
3. 条例制定・改廃	7件
4. その他	3件
	18件

1 専決処分 1件

□議第118号 専決処分につき承認を求めることについて (令和5年度野洲市一般会計補正予算(第8号))

①予算額(11/13専決)

・補正前予算額	27,959,354千円
・補正額	44,412千円
・補正後予算額	28,003,766千円

②補正の概要

【歳入】

- ・新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金の増額(44,412千円)

【歳出】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種における予防接種健康被害救済制度による給付額の増額(44,412千円)

2 補正予算 7件

□議第119号 令和5年度野洲市一般会計補正予算(第9号)

①予算額

・補正前予算額	28,003,766千円
・補正額	743,387千円
・補正後予算額	28,747,153千円

②補正の概要

【歳入】

- ・障がい者に対する訓練等給付費等の支出見込みに伴う障害者自立支援費負担金（国庫支出金（118,908千円）及び県支出金（59,454千円））の増額
- ・障がい児給付費の支出見込みに伴う障害児施設給付費等負担金（国庫支出金（57,469千円）及び県支出金（28,734千円））の増額
- ・市有地売却収入の売却実績に伴う増額（25,789千円）
- ・まちづくり寄附金の収入見込みに伴う増額（300,000千円）
- ・令和4年度実施の防災拠点整備等事業におけるB&G財団助成金の額の確定に伴う収入の計上（22,215千円）

【歳出】

- ・障がい者に対する介護給付費、訓練等給付費、補装具費及び障がい児給付費の支出見込みに伴う増額（352,753千円）
- ・まちづくり寄附金の収入見込みに伴う基金積立金の増額（300,000千円）及びふるさと納税推進に係る経費の増額（89,680千円）
- ・コミュニティバスのダイヤ改正等に伴う費用の計上（6,077千円）
- ・公立小学校で使用する教科用図書採択に伴う教科書及び指導書等の購入費用の計上（22,604千円）

③債務負担行為

- ・中主防災コミュニティセンター・東消防署出張所中規模改修工事設計業務に係る債務負担行為の追加
（期間：令和5年度から令和6年度まで 限度額：5,600千円）
- ・滋賀医科大学との共同研究講座設置に係る債務負担行為の追加
（期間：令和5年度から令和10年度まで 限度額：126,000千円）
- ・高齢者健康診査受診券作成業務に係る債務負担行為の追加
（期間：令和5年度から令和6年度まで 限度額：800千円）

□議第120号 令和5年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

①予算額

- ・補正前予算額 4,773,510千円
- ・補正額 △5,974千円
- ・補正後予算額 4,767,536千円

②補正の概要

【歳入】

- ・人事異動等による職員給与費等繰入金の減額（△6,042千円）

【歳出】

- ・人事異動等による人件費の所要額の減額（△6,042千円）

- ・特別調整交付金返還金（24 千円）及び災害臨時特例補助金返還金（22 千円）の計上

③債務負担行為

- ・特定健康診査受診券作成業務に係る債務負担行為の追加
（期間：令和5年度から令和6年度まで 限度額：1,100 千円）

□議第 121 号 令和5年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

①予算額

- ・補正前予算額 732,464 千円
- ・補正額 746 千円
- ・補正後予算額 733,210 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・人事異動等による職員給与費等繰入金の増額（746 千円）

【歳出】

- ・人事異動等による人件費の所要額の増額（746 千円）

□議第 122 号 令和5年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

①予算額

- ・補正前予算額 4,891,168 千円
- ・補正額 △29,102 千円
- ・補正後予算額 4,862,066 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・介護保険法改正に伴うシステム改修費に係る介護保険事業費補助金の増額（528 千円）
- ・地域密着型介護サービス給付事業費の減額に伴う国庫補助分（△8,249 千円）、支払基金交付分（△8,909 千円）及び県補助分（△4,124 千円）の減額
- ・人事異動等による人件費に係る国庫補助分（△4,544 千円）、支払基金交付分（△1,160 千円）及び県補助分（△2,270 千円）の減額並びに職員給与繰入金（5,006 千円）の増額

【歳出】

- ・介護保険法改正に伴うシステム改修費に係る事業委託料の計上（1,056 千円）
- ・小規模多機能型居宅介護事業所の利用者数減に伴う地域密着型介護サービス給付費の減額（△32,995 千円）
- ・人事異動等による人件費の所要額の減額（△8,590 千円）

□議第 123 号 令和 5 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 3 号）

①予算額

【収益的支出】

・現計予算額	1, 0 9 2, 0 4 1 千円
・補正予算額	1, 0 1 3 千円
・補正後予算額	1, 0 9 3, 0 5 4 千円

【資本的支出】

・現計予算額	8 4 0, 2 0 0 千円
・補正予算額	△ 2, 2 5 0 千円
・補正後予算額	8 3 7, 9 5 0 千円

②補正の概要

【収益的支出】

- ・給料の増額（780 千円）、手当の増額（205 千円）、賞与等引当金繰入額の増額（64 千円）、報酬の増額（131 千円）、法定福利費の減額（△140 千円）、退職給付費の減額（△8 千円）、負担金の減額（△6 千円）
- ・企業債利息の減額（△13 千円）

【資本的支出】

- ・給料の減額（△835 千円）、手当の減額（△646 千円）、賞与等引当金繰入額の減額（△416 千円）、法定福利費の減額（△366 千円）
- ・企業債元金の増額（13 千円）

□議第 124 号 令和 5 年度野洲市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

①予算額

【収益的支出】

・現計予算額	1, 6 6 5, 2 4 8 千円
・補正予算額	△ 1, 4 9 1 千円
・補正後予算額	1, 6 6 3, 7 5 7 千円

【資本的支出】

・現計予算額	8 4 8, 0 4 3 千円
・補正予算額	4 1 8 千円
・補正後予算額	8 4 8, 4 6 1 千円

②補正の概要

【収益的支出】

- ・給料の増額（6 千円）、手当の減額（△706 千円）、賞与等引当金繰入額の減額（△635 千円）、法定福利費の減額（△213 千円）、退職給付費の増額（56 千円）、負担金の増額（1 千円）

【資本的支出】

- ・給料の増額（13 千円）、手当の増額（386 千円）、賞与等引当金繰入額の減額（△22 千円）、法定福利費の増額（41 千円）

□議第 125 号 令和 5 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 3 号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 3, 3 9 9, 0 6 6 千円
- ・補正予算額 1 1 6, 4 1 8 千円
- ・補正後予算額 3, 5 1 5, 4 8 4 千円

〔支出〕

- ・現計予算額 3, 3 9 9, 0 6 6 千円
- ・補正予算額 1 1 6, 4 1 8 千円
- ・補正後予算額 3, 5 1 5, 4 8 4 千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 1, 8 7 9, 3 6 5 千円
- ・補正予算額 △ 4 2, 0 5 6 千円
- ・補正後予算額 1, 8 3 7, 3 0 9 千円

〔支出〕

- ・現計予算額 2, 2 2 8, 3 8 0 千円
- ・補正予算額 △ 6 0, 9 4 0 千円
- ・補正後予算額 2, 1 6 7, 4 4 0 千円

②補正の概要

【収益的収入】

- ・県補助金
新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業費補助金等の増額（116, 418 千円）

【収益的支出】

- ・医師給の減額（△2, 500 千円）、看護師給の増額（5, 945 千円）、医療技術員給の増額（14, 500 千円）、医師手当の減額（△8, 800 千円）、医療技術員手当の増額（5, 500 千円）、事務員手当の増額（100 千円）、賞与引当金繰入額の減額（△2, 027 千円）、会計年度任用職員給の増額（25, 000 千円）、会計年度任用職員手当の増額（33, 000 千円）、退職給付費の増額（1, 500 千円）
- ・医療消耗備品費の増額（4, 500 千円）

- ・ 消耗品費の増額（8,000 千円）、消耗備品費の増額（1,300 千円）、修繕費の増額（18,000 千円）、委託料の増額（8,500 千円）
- ・ 各種研修参加負担金の増額（3,900 千円）

【資本的収入】

- ・ 病院事業債の減額（△24,700 千円）
- ・ 一般会計出資金の減額（△18,885 千円）
- ・ 外来対応医療機関設備整備補助金の計上（1,529 千円）

【資本的支出】

- ・ 給料の増額（220 千円）、手当の増額（28 千円）、賞与引当金繰入額の増額（9 千円）、法定福利費の増額（75 千円）、退職給付費の増額（39 千円）、負担金の増額（2 千円）、委託料の減額（△2,992 千円）、工事請負費の減額（△59,850 千円）
- ・ 器械備品購入費の増額（1,529 千円）

3 条例制定・改廃 7件

□議第 126 号 野洲市事務分掌条例及び野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例

重層的支援体制の連携強化を進めるため、市民生活相談に係る業務を市民部から健康福祉部へ移管し、また、「障害者自立支援法」の名称が、平成 25 年 4 月 1 日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称されていること、及び障がい者自立支援課が、障がい福祉全般に係る業務を所掌している課であることから、その課名を「障がい福祉課」に変更するため、所要の改正を行う。

施行日 令和 6 年 4 月 1 日

□議第 127 号 野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されることを受け、当該勧告に準じ、本市職員の給料、期末手当及び勤勉手当を改定するとともに、55 歳での昇給抑制による職階間の給与格差等への対応として、管理職手当の額の上限の見直しを行うため、所要の改正を行う。

また、会計年度任用職員の給与についても、正規職員の給与の改定を鑑み改定を行い、さらには令和 6 年度からは会計年度任用職員にも勤勉手当を支給することができるよう、所要の改正を行う。

【第 1 条】野洲市職員の給与に関する条例の一部改正

- ・ 期末手当の引上げ
 - 正規職員：＜12 月＞ 1.20 月 → 1.25 月（12 月支給差額分 0.05 月）
 - 再任用職員：＜12 月＞ 0.675 月 → 0.70 月（12 月支給差額分 0.025 月）
- ・ 勤勉手当の引上げ
 - 正規職員：＜12 月＞ 1.00 月 → 1.05 月（12 月支給差額分 0.05 月）

- 再任用職員：＜12月＞ 0.475月 → 0.50月（12月支給差額分0.025月）
- ・給料表（行政職、教育職）の改正（令和5年4月1日に遡及適用）
 - 民間給与との較差（0.96%）を埋めるため、初任給及び若年層の月例給を引上げ
 - 大卒初任給は11,000円、高卒初任給は12,000円程度の引上げ
 - これらを踏まえ、所要の改定（平均改定率1.1%）

【第2条】野洲市職員の給与に関する条例の一部改正

- ・管理職手当の額の上限の見直し
 - 管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額「100分の20を超えない範囲」を「100分の25を超えない範囲」に改正
- ・期末手当の期別間調整
 - 正規職員：＜6月＞ 1.20月 → 1.225月 ＜12月＞ 1.25月 → 1.225月
 - 再任用職員：＜6月＞ 0.675月 → 0.6875月 ＜12月＞ 0.70月 → 0.6875月
- ・勤勉手当の期別間調整
 - 正規職員：＜6月＞ 1.00月 → 1.025月 ＜12月＞ 1.05月 → 1.025月
 - 再任用職員：＜6月＞ 0.475月 → 0.4875月 ＜12月＞ 0.50月 → 0.4875月

【第3条】野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

- ・給料表の改正
 - 行政職給料表の改正に伴い、月例給を引上げ

【第4条】野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

- ・勤勉手当の新設
 - 会計年度任用職員：＜6月＞ 0.50月 ＜12月＞ 0.50月

施行日 公布の日（ただし、期末手当及び勤勉手当の期別間調整、管理職手当の額の上限の見直し並びに会計年度任用職員への勤勉手当の支給に係る改正規定は、令和6年4月1日）

□議第128号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例

人事院勧告を受け、政府が国家公務員のうち、特別職の給与改定について、一般職の国家公務員の給与改定に準じた法改正を閣議決定したことを受け、本市議会議員、市長等の期末手当についても同様の改定を行うため、所要の改正を行う。

【第1条】野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

- ・期末手当の引上げ（令和5年度）
 - ＜12月＞ 1.65月 → 1.75月（+0.1月分）

【第2条】野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

- ・期末手当の期別間調整（令和6年度）
 - ＜6月＞ 1.65月 → 1.70月 ＜12月＞ 1.75月 → 1.70月

【第3条】野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

- ・期末手当の引上げ（令和5年度）
 - ＜12月＞ 1.65月 → 1.75月（+0.1月分）

【第4条】野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

- ・期末手当の期別間調整（令和6年度）

＜6月＞1.65月 → 1.70 ＜12月＞ 1.75月 → 1.70月

【第5条】野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正

- ・期末手当の引上げ（令和5年度）

＜12月＞ 1.65月 → 1.75月（+0.1月分）

【第6条】野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正

- ・期末手当の期別間調整（令和6年度）

＜6月＞ 1.65月 → 1.70 ＜12月＞ 1.75月 → 1.70月

施行日 公布の日（ただし、期末手当の期別間調整に係る改正規定は、令和6年4月1日）

□議第129号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和6年1月1日に全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部が施行されることに伴い、出産予定の被保険者又は出産した被保険者に係る国民健康保険税の減額措置を講じるため、所要の改正を行う。

施行日 令和6年1月1日

□議第130号 野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

①子育て世帯への経済的支援及び子どもの保健の向上の推進を図ることを目的に、子ども医療費助成の対象者を現行の「15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者」から「18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者」までに拡大するため、②精神障害者保健福祉手帳1級のほか、身体障害者手帳3級、療育手帳中度及び精神障害者保健福祉手帳2級の3種の手帳のうち、いずれか2種を所持する者を医療費助成に係る滋賀県の制度の対象者とするため、③母子家庭等に係る医療費助成の対象者については、子ども医療費助成の対象者を拡大することに伴い、滋賀県の医療費助成制度に合わせた所得制限限度額を設け、判定することとするため、所要の改正を行う。

施行日 ①、② 令和6年4月1日 ③ 令和6年8月1日

□議第131号 野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和5年9月16日に施行された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第3条において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、同法第3条第10項が削除されたことなどから、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 132 号 野洲市道路占用料条例の一部を改正する条例

道路法施行令の一部改正により、令和 5 年 4 月 1 日から国道における道路占用料が改定されたことに伴い、市道における道路占用料を見直し、また、規定上の文言の整理を行うため、所要の改正を行う。

施行日 令和 6 年 4 月 1 日

4 その他 3 件

□議第 133 号 和解について

野洲市妙光寺地先の砂川廃川敷跡の不法占有に係る建物の収去、土地の明渡し等について係争中であったが、大津地方裁判所から令和 5 年 9 月 27 日付けで和解勧告が示されたことから、次のとおり和解することにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

①訴訟事件名

大津地方裁判所

令和 3 年（ワ）第 502 号 建物収去土地明渡等請求事件

②当事者

原告 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市

代表者 野洲市長 栢木 進

被告 滋賀県野洲市吉川 1472 番地

水谷 利道、水谷 恭子

③事件の概要

国有財産特別措置法に基づき、平成 17 年 3 月 31 日に市が国から「道路」として財産譲与を受けた砂川廃川敷地内において、市は今後、現国道 8 号から国道 8 号野洲栗東バイパスの側道に向けてアクセスできる道路（以下「アクセス道路」という。）の整備を計画している。

しかし、この砂川廃川敷跡地には、約 60 年前から使用されている建物が現存し、アクセス道路の整備に支障となることから、令和 3 年 11 月 1 日、市は当該建物の所有者である被告らに対し、当該建物の収去及び土地の明渡しを求め、提訴した。

今般、大津地方裁判所から令和 5 年 9 月 27 日付けで和解勧告が示されたため、これに従い、和解するものである。

[請求の趣旨]

- (1) 被告らは、原告に対し、訴訟物件の建物を収去し、土地を明け渡せ。
- (2) 賃料相当損害金の請求
- (3) 訴訟費用は被告らの負担とする。
- (4) 仮執行

上記のとおり判決を求める。

④和解条項

- (1) 原告と被告らは、被告らが下記物件目録の建物を収去したことを確認する。
- (2) 原告と被告らは、被告らが原告に対し、本和解成立をもって、下記物件目録の土地を明け渡したことを確認し、被告らにおいて、今後、同地を占有しないことを確認する。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告と被告らは、原告と被告らの間には、本件に関し本和解条項に定めるほか、何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

[物件目録]

(建物)

所在：滋賀県野洲市妙光寺字八丁縄手 161 番地先 官有地

家屋番号：161 番

主たる建物

種類：カラー工場

構造：コンクリートブロック造セメント瓦葺平家建

床面積：136.77 m²

附属建物

符号1：社宅 コンクリートブロック造セメント瓦葺平家建 72.16 m²

符号2：社宅 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 95.06 m²

符号3：社宅 コンクリートブロック造セメント瓦葺平家建 95.06 m²

符号4：社宅 コンクリートブロック造セメント瓦葺平家建 95.06 m²

(土地)

所在：滋賀県野洲市妙光寺字八丁縄手 161 番地先 官有地

地積：4678.96 m²

地目：公衆用道路

□議第 134 号 区域外道路（守山市道）の認定に関する承諾について

道路法第 8 条第 3 項前段の規定により、守山市が本市の区域内の土地を守山市の市道の路線として認定することにつき、同項後段の規定による当該認定に係る承諾の依頼があったことについて、同条第 4 項の規定により本市が次のとおり承諾するに当たり、同項の規定に基づき、議会の議決を求める。

①道路の名称

守山市道 川田新庄野洲川線

②道路の場所

野洲市比江字小川 2543 番の一部、2544 番の一部、2545 番の一部、2553 番 2、2554 番の一部、2555 番、2556 番 2、2565 番の一部、2566 番 2

③経費の負担

工事、維持管理等の全ての経費は、守山市の負担とする。

④使用の関係

野洲市域に認定される守山市道として扱われる。

□議第 135 号 第 2 次野洲市総合計画の改訂について

第 2 次野洲市総合計画を改訂することにつき、野洲市議会基本条例第 11 条第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。